

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 2013年の特許の国際出願件数の上位10社 (WIPO発表)

順位	会社名	件数
1	パナソニック (日)	2881
2	中興通信 (ZTE、中)	2309
3	華為技術 (HUAWAI、中)	2094
4	クアルコム (米)	2036
5	インテル (米)	1852
6	シャープ (日)	1840
7	ボッシュ (独)	1786
8	トヨタ自動車 (日)	1696
9	エリクソン (スウェーデン)	1467
10	フィリップス (蘭)	1423

2. 中国の「審査指南」改正、グラフィカル・ユーザ・インターフェース (以下、GUIと略称) が保護対象に

GUIは、中国でも電子情報技術の急速な発展に伴い、パソコン、デジタルカメラ等の電子機器や携帯電話、家電製品などに広く使用されるようになり、その製品の市場での成否を決定する大きな要因となっている。そのため、中国企業でもGUI開発に対する投資やその保護に対する関心が高まっている。また、創作者のGUI分野における創作とイノベーションを効果的に奨励することにより、電子情報製品の革新を促進し、企業の市場競争力を向上させるために、「專利審査指南」を改正し、GUIを意匠特許の保護対象とする必要があるとされていた。

そこで、中国国家知識産権局は專利審査指南についての補正決定を2014年3月17日に公布した。2014年5月1日より、ソフトウェアインターフェースは專利法の意匠保護対象となる。

改正の詳細は、以下の通りである。

項目	改正箇所	現行審査指南	修正後の審査指南
1	第1部分第3章4.2節3段落の次に、新規段落の追加		「GUIを含む製品の意匠の場合、製品全体の意匠の図面を提出しなければならない。GUIが動的な図案である場合、出願人は一つの状態の上記製品全体の意匠図面を少なくとも提出するものとし、その他の状態については要となるフレームの図面のみを提出することが可能である。提出された図面により動的な図案における動画の変化を一義的に確定できること。」
2	第1部分第3章4.3節第3段落第(6)項の次に、新規項目の追加		「(7) GUIを含む製品の意匠出願については、必要に応じてGUIの用途、GUIの製品における区域、インタラクションの方式及び変化状態等を説明する。」
3	第1部分第3章7.2節第3段落、関係箇所の削除	「図案とは、あらゆる線、文字、符号、カラーブロックの配列や組合せにより、製品の表面に成された図形をいう。図案は、図面の製図又はその他創作者の図案設計の思想を具現する手段により制作することができる。製品	「図案とは、あらゆる線、文字、符号、カラーブロックの配列や組合せにより、製品の表面に成された図形をいう。図案は、図面の製図又はその他創作者の図案設計の思想を具現する手段により制作することができる。」

4	第1部分第3章7.4節第1段落第(11)項、改正	<p>「意匠権を付与しない事例…</p> <p>(11) 製品が通電後に表示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイに表示された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。」</p>	<p>「意匠権を付与しない事例</p> <p>…</p> <p>(11) ゲームのインターフェース、インタラクションに無関係もしくは製品の機能実現に無関係な製品の表示装置に表示された図案、例えば、電子パネル壁紙、パワーオンオフ画面、ウェブサイト・ホームページの図柄文章のレイアウト。」</p>
5	第4部分第5章6.1節第2段落第(4)項の次に、新規項目の追加		<p>「無効審判プロセスにおける同一又は類似する種類の製品に係わる先行設計との対比</p> <p>…</p> <p>(5) GUIを含む製品の意匠出願について、対象専利(注：審判される対象の意匠)のその他の部分の設計が慣用設計であれば、そのGUIは全体の視覚効果に対し、より顕著な影響を与えるものとなる」</p>

以上

2014年4月2日(原稿受領)

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com